

～城東地域活動委員会 報告ニュース～

自転車安全講習会 開催しました！



2026 年（令和 8 年）4 月 1 日から、自転車の交通事故の抑止を図るため自転車にも「交通反則通告制度」が適用されました。自転車の安全な乗り方のルールを改めて学びたいと思い、JAF 大阪支部の方にお越し頂き「自転車事故の再現映像等を活用した交通安全講習会」開催しました。

①自転車は「軽車両」です！！

★自転車は車道が原則（車道の左側を走ろう）

★自転車が歩道を通行できる場合があります。

- ・自転車通行可のマークがある場合
- ・自転車運転者・13 歳未満の子ども
- ・70 歳以上の高齢者
- ・身体の不自由な方



自転車および歩行者専用

・道路工事などで車道を安全に通行できない場合

★歩道は歩行者が優先！

歩道を走る場合は、車道寄りを走ること。

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

一時停止の標識がある交差点では、停止線手前で必ず止まり左右確認しよう！！

自転車事故の多くは出会い頭での衝突です



③酒気帯び運転は禁止

④……ながら運転 禁止

携帯電話でメール、大音量で音楽など聞きながら、傘さしながらの運転は禁止です。

自転車用傘スタンド（さすべえ）も大阪府は違反（風に煽られる、視野を狭める、歩行者に当たる等）

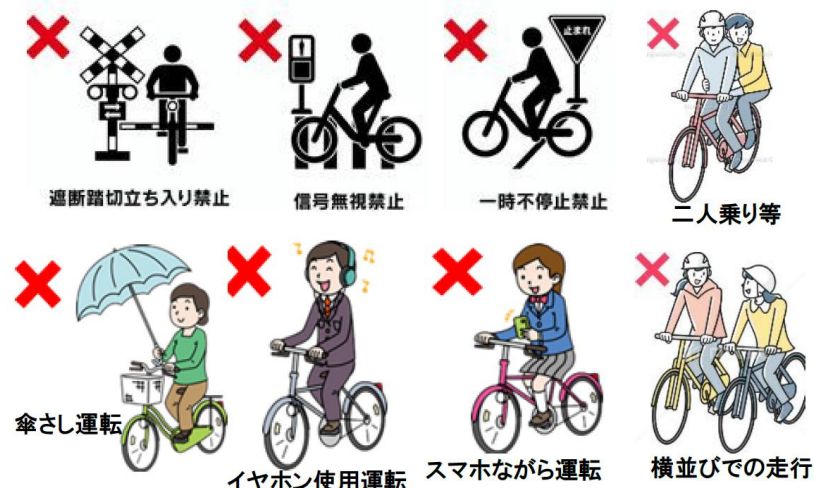
⑤夜は必ずライトをつけよう！！



⑥ヘルメットを着用しよう！！



青切符の対象となる反則行為の一部



自転車事故の死亡原因の約 6 割が頭部損傷です。

自転車同士（出会い頭）の事故が多いです。

大阪府はヘルメットの着用率が 2 年連続ワースト SG マーク等の付いたヘルメットを使おう！



あなたや、あなたの大切な家族の命を守るために！！



参加者の感想

- ・ドライブレコーダーの映像により、事故の怖さを自分事として感じる事ができ、とても役立つ学習会となりました。
- ・知っているようで、知らなかった自転車のルールがわかり、自分の身を守るためにはまずは、ルールを守る事、そして、危険予知しながら運転する事の重要性を学びました。
- ・ヘルメットの装着は 事故の折には頭を守ることになります。ヘルメットの重要性が分かった。

交通ルール 安全のために守りましょう！

道路は自分だけのものではありません。

「もしかしたら、自分の運転が他の歩行者、自転車、自動車に危険を及ぼす行動になっていないだろうか？」と考える事が大事です。

違反運転をしない！



令和 8 年熊本地震緊急募金に協力しました。

パルコプの熊本県の取引先についての説明なども行い、募金に協力して頂きました。ありがとうございました。

問い合わせ先 組合員サービスセンター

電話 0120-299-070 FAX 0120-299-230

携帯からは 072-856-7671(有料)

火曜～金曜：9 時～18 時 月曜・土曜：9 時～17 時

※受付させていただいた個人情報に関してはこの取組み以外に使用いたしません。